取手市成年後見サポートセンター

センターがおこなう業務・・・センターでは成年後見制度を皆さまに知っていただき、 利用していただくために次のような業務をおこなっています。

成年後見制度利用相談	成年後見制度を利用しようとする人にたいして、相談、情報提供、申立てのお手伝いなどをします。
成年後見制度の啓発	広報活動や情報提供を実施し、成年後見制度についての普及 に努めます。
法人後見受任事業・ 法人後見監督事業	家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が法人として後 見人等、後見監督人を受任し、支援していきます。
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な方へ、福祉サービスの利用手続きの支援 や日常的な金銭管理のお手伝いを行います。
中核機関	中核機関として市(高齢福祉課・障害福祉課)と協働設置し、地 域連携ネットワークを構築します。

判断能力に応じた支援

日常生活自立支援事業 (生活支援員) 成年後見制度 (法人後見)

福祉サービス等 の利用援助



日常生活上の 金銭管理等の 支援



身上監護に関する 法律行為の支援



財産管理に関する 法律行為の支援

判断能力の変化に応じた、切れ目のない一体的な支援を確保

判断能力が不十分

判断能力を喪失



取手市社会福祉協議会

取手市成年後見サポートセンター

Tel 0297-72-0603

月曜日~金曜日 8時30分~17時15分まで (祝日・年末年始を除く)

取手市寺田 5144-3 福祉交流センター1階 (取手市役所向かい側)

成年後見制度とは

認知症や障がいになどにより判断能力に支障がある方々が、様々な契約や 財産管理などをする時に不利益を生じることがないように法律面や生活面で 守る制度です。この支援をしてくれる人を「後見人」などと言います。

たとえば・・・

財産に関する法律行為

預貯金や不動産などの財産管理 遺産の分割 など

生活療養に関する法律行為

介護契約の締結 医療契約の締結 など

成年後見人は

本人に必要な支援に応じて、家庭裁判所が成年後見人などを選任します。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家やその他の第3者や法人が選ばれることもあります。

このような方のために…

子供がいないので、今後、認知症になったときのくらしが心配…。



親のもの忘れが多く、通帳を紛失。 代わりに娘の私が親の預貯金の管理を しようと思うのですが…



息子に障害があり、私たち両親が亡くなった後のことが心配だ。お金の管理や施設の入所などはどうしたらいいの?





一人暮らしのおばあちゃんが訪問販売・電 話販売で必要もない商品を買ってしまう。



取手市社会福祉協議会

取手市成年後見サポートセンターにご相談ください。